

大津市指定ガス工事店処分基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津市指定ガス工事店規程第10条第2項の規定による指定ガス工事店の指定の取消し等の処分及び第18条の規定による外管工事資格登録の取消し等の処分並びに第12条第3項に規定する者の処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査機関)

第2条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、指定ガス工事店（以下「工事店」という。）及びガス工事資格者（以下「資格者」という。）の処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、大津市指定ガス工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、次条に規定する違反行為に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行い、公営企業管理者に具申することをもってその権限とする。
- 3 委員会は、局長、企業総務長、技術事業長、施設事業長、企業総務課長、水道ガス整備課長、水道ガス改良課長及び維持管理課長をもって組織し、委員長は、局長とする。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。
- 6 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 8 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。
- 9 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 10 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第8項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。
- 11 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

(違反点)

第3条 工事店又は資格者が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときは、同表に定める違反点を付加する。ただし、公営企業管理者は、同表に定める違反点を付加することが不相当と認めるときは、その都度判断のうえ、適切な違反点を付加することができる。

- 2 前項の違反点の適用期間は、違反点の付加を受けた日から1年間とする。ただし、指定効力停止又は資格効力停止に該当する場合は、当該停止期間に1年間を加えた期間とする。
- 3 公営企業管理者は、第1項の違反点を付加したときは、工事店又は資格者に通知するものとする。

(処分)

第4条 公営企業管理者は、前条の規定により工事店又は資格者に付加された違反点の合計が別表2に定める点数となったときは、同表に定める処分を行うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、公営企業管理者は、工事店又は資格者が他の工事等での違反行為その他反社会的行為等を行ったとき又はこの要綱に定める基準により処分することが不相当と認めるときは、その都度判断のうえ処分するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、工事店及び資格者の処分に関し必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市水道ガス工事店処分基準要綱（昭和60年要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前に付加した違反点の適用期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

	違反等の事項		補 足	違反点
1	ガス工事に起因する事故等	死亡事故	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄一、二、十四又は十六に基づくもの	7
		傷害・損害	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄五、六、九、十、十一、十五、十七又は十八に基づくもの	6
		供給損害事故等	ガス関係報告規則第4条第1項の表事故の欄三、又は十三に基づくもの	5
		上記以外		4
2	本市が定めた単価と異なる工事費を要求し、又は受けたとき			5
3	ガスの盗用			5
4	無届け工事			4
5	正当な理由なく工事又は修繕工事の申込みを拒否したとき			2
6	資格者をして工事等に従事させなかったとき		第2種指定ガス工事店が外管工事をした場合も含む	2
7	検査業務に支障を及ぼす行為		竣工図及び修繕施工報告書の提出 作業責任者の立ち会い義務	2
8	正当な理由なく不良工事の改善命令（指示）に従わなかったとき		保証期間（一年間）を含む	2
9	竣工検査合格前に開栓したとき		メーター流用を含む	2
10	局の協力要請及び指示に対し正当な理由がなくこれに応じず拒否した場合		大津市指定ガス工事店規程第21条に基づくもの	2
11	ガスに関する法令、条例又は規程に違反する行為をしたとき			3
12	代表者又は資格者が法令等に違反して禁錮以上の刑に処せられたとき			3
13	市又は第三者に迷惑を及ぼし又は損害等を与えたとき			2
14	その他の義務違反		LPガス転換に伴うルール違反等	1
備考	<p>1. 違反点の適用は、1の事案について違反等の事項のうち2以上の項に該当したときは、当該違反点うちの最も高いものをもって違反点とする。</p> <p>2. 指定種目外工事については、第4条を適用する。</p> <p>3. 違反の件数は、原則としてオーダー1枚につき1件として違反点を付加するものとする。ただし、特例として同一地域内の同一施工期間内の工事は1件とする。</p>			

別表 2

違反点	処 分	
	工 事 店	資 格 者
2 点に達したとき	警 告	警 告
3 点に達したとき	1 5 日間指定効力停止	1 5 日間資格効力停止
4 点に達したとき	1 か月間 〃	1 か月間 〃
5 点に達したとき	2 か月間 〃	2 か月間 〃
6 点に達したとき	3 か月間 〃	3 か月間 〃
7 点に達したとき	6 か月間 〃	6 か月間 〃
8 点に達したとき	指定取消し	登録取消し 内管工事資格者については資格保有者として不適切である旨の報告